

自賠責保険事業にかかる認可について

平成 20年 1 月

SBI 損害保険株式会社の自賠責保険事業の参入について

SBI 損害保険株式会社においては、平成 19 年 12 月 26 日をもって保険業法に基づく損害保険事業の免許を取得したところであるが、今般、自動車損害賠償責任保険事業に参入したいとして、保険業法第 123 条第 1 項の規定に基づき基礎書類（事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書）の変更認可申請があったものである。

（参 考）

事業方法書・普通保険約款の審査基準（保険業法第 5 条第 1 項第 3 号）

- ・ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険契約を受け取るべき者その他の関係者（以下「保険契約者等」という。）の保護にかけるおそれがないものであること。
- ・ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
- ・ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
- ・ 保険契約者等の権利義務その他保険契約者の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
- ・ その他

保険料及び責任準備金算出方法書の審査基準（保険業法第 5 条第 1 項第 4 号）

- ・ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。
- ・ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと。
- ・ その他

保険料率及び共済掛金率の基準（自動車損害賠償法第 25 条）

- ・ 責任保険の保険料及び責任共済の共済掛金率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない。

SBI 損害保険株式会社の概要

SBI 損害保険株式会社は、SBI ホールディングス株式会社の子会社として設立された損害保険会社であり、インターネットを活用した通信販売による自動車保険を提供する保険会社として、平成19年12月に免許を取得した。

1. 会社の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名称 | SBI 損害保険株式会社 |
| (2) 本店所在地 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| (3) 設立日 | 平成18年6月1日(設立準備会社の設立日) |
| (4) 免許取得日 | 平成19年12月26日 |
| (5) 営業開始日 | 平成20年1月16日 |
| (6) 資本 | 15.5億円 |
| (7) 出資者 | SBI ホールディングス株(61.6%)
あいおい損害保険株(33.4%)
ソフトバンク株(5.0%) |
| (8) 代表取締役社長 | 松井 真治 |

2. 現在認可を取得している損害保険の種類

自動車保険

3. SBI ホールディングス株式会社(親会社)の概要

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 本店所在地 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| (2) 代表取締役執行役員 CEO | 北尾 吉孝 |
| (3) 事業概要(平成19年3月末現在) | |
| 売上高 | 1,445億円 |
| 営業利益 | 230億円 |
| 当期純利益 | 464億円 |
| 総資産 | 13,672億円 |